

改正案		現行	
<p>期限 (削る)</p>	<p>事務 (削る)</p>	<p>期限 平成二十九年 三月三十一日</p>	<p>事務 特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成三十一年 三月三十一日</p>	<p>(略)</p>	<p>平成三十一年 三月三十一日</p>	<p>(略)</p>

附則
（自治行政局の所掌事務の特例）
第三条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

2 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則
（自治行政局の所掌事務の特例）
第三条 (同上)

2 (同上)

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

平成三十七年 三月三十一日	平成三十五年 三月三十一日		平成三十四年 三月三十一日	平成三十三年 三月三十一日
(略)	(略)	(略)	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	(略)
平成三十七年 三月三十一日	平成三十五年 三月三十一日		(新設)	平成三十三年 三月三十一日
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)